

令和2年5月

学校運営協議会委員様

信州型コミュニティスクールから文科型への移行について

白馬村教育委員会

村内3校では、本年度（令和2年度）より、信州型コミュニティスクールから文科型（国型）コミュニティ・スクール（以下C・S）に移行となります。

信州型コミュニティスクールでは、各学校長から委嘱された学校運営委員が、学校運営について話し合ったり、授業を参観したり、ボランティア支援の在り方を検討したり、幅広く学校運営に貢献していただいていたのであります。文科型C・Sも目的や内容に大幅な違いはありませんが、平成29年3月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、『学校運営協議会』を置くように努めなければならない。」を受け、今回、より一層のC・S推進を図るための移行措置となりました。

信州型と文科型の差異については、下記のとおりです。

記

- 1 「学校運営委員会」から、「学校運営協議会」となります。これにより、文科型のコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）となります。
- 2 学校運営協議会の委員は、該当校長の意見も参考に選任され、白馬村教育委員会が任命します。
- 3 校長は、学校目標や運営に関する基本的な方針等を委員に説明し、学校運営協議会の承認を受ける必要があります。
- 4 委員は、学校運営協議会規則に基づき、学校運営に関して意見を述べることができます。
- 5 学校運営協議会は、様々な学校運営上の課題について協議し、学校運営の改善、児童生徒の健全育成、保護者及び地域住民との信頼関係の構築などに、一層積極的に取り組みます。
- 6 学校関係者評価委員会の活動や機能は、学校運営協議会に統合され、委員会は廃止されます。また、併せて学校評議員制度も学校運営協議会制度に移行します。